

令和8年度第1回香川県公用車リース契約書

借主 香川県（以下「甲」という。）と貸主 （以下「乙」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 契約の内容は、次のとおりとする。

- 借入物品 別紙仕様書別表2リース車両一覧（以下「別表2」という。）記載の自動車のリース一式（仕様は別紙仕様書別表1車種別仕様一覧（以下「別表1」という。のとおり）（以下「リース車両」という。）
- 借入期間 令和8年8月1日から令和17年9月30日まで（各車両は、別表2に記載されたリース開始日からリース終了日までとする。（以下「各借入期間」という。））
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
- リース料 総額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
年度別内訳、月額リース料及び各車両のリース料（仕様書に定めるメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）に係る費用含む。）は別表2のとおり。
甲は、リース料について、翌年度以降の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除するものとする。
- 納入場所 別表2の配置庁舎（以下「保管場所」という。）

（契約保証金）

第3条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第152条第2号の規定により免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 乙は、この契約に係る権利又は義務を、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、規則第60条第3項の規定に基づき、会計管理者が支払書を作成し、取引店に送付した時点で生ずるものとみなす。
- 第1項の規定にかかわらず、乙が甲の書面による事前の承諾を得ずに、この契約から生じる金銭債権を第三者に譲渡し、その旨を甲に通知したときは、甲は任意に次の各号のいずれかの対応をすることができる。この場合において、甲は、当該債権につき一切免責されるものとする。

- 譲受人とされた者への弁済
- 供託所への供託

（納入等）

第5条 乙は、第2条第2号の各借入期間の初日（以下「使用開始日」という。）に自動車登録を行い、別表1のとおり装備及び調整した上で、第2条第4号で示した納入場所に速やかに納入し、甲の使用に供さなければならない。納入する時間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、登録及び納入する日が、香川県の休日定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日に当たる場合はその翌日とする。

2 前項の納入に要する費用は、乙の負担とする。

(検査)

第6条 乙は、リース車両を甲に納入したときは、その旨を遅滞なく甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受領したときは、速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、乙からリース車両の納入を受けたものとする。
- 3 乙は、リース車両が甲の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、リース車両の補正に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、リース車両の補正が完了したときについて準用する。
- 5 甲は月毎に履行を確認するための検査を行うものとする。

(リース料の支払)

第7条 乙は、各月の甲の履行確認の後、第2条に規定するリース料の月額を支払を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から30日以内に、リース料を乙に支払わなければならない。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第8条 乙は、使用開始日までにリース車両を甲に納入することが困難となったときは、あらかじめ理由を付した書面により使用開始日の延期を甲に申し出、甲の書面による承諾を得なければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由又は、自動車登録後に必要な装備及び調整に取引上相当の日数を要する場合で、甲が事前に了承したときはこの限りではない。

- 2 前項本文の場合において、乙の責めに帰すべき事由により使用開始日に遅延が生じたときは、乙は、別表2に記載された使用開始日の翌日からの遅滞日数に応じ、納入することができなかった車両のリース料総額に新たな使用開始日が経過した日における民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率(以下「法定利率」という。)で算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。
- 3 前項の遅延損害金は、リース料と対当額とをもって相殺するものとする。

(転貸の制限)

第9条 甲は、あらかじめ乙の書面による承諾を得ないで、リース車両の賃借権を譲り渡し、又はリース車両を第三者に転貸してはならない。

(公租公課)

第10条 リース車両に係る公租公課は、乙が負担する。

(契約不適合責任)

第11条 リース車両に設計、材質、又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引き渡しを請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(リース車両の管理等)

第12条 甲は、リース車両を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 甲は、リース車両を保管場所において保管するものとし、当該保管場所を変更するときは、事前に乙に承諾を得なければならないものとする。
- 3 乙は、必要に応じてリース車両の保管及び使用状況を検査できるものとし、甲は、当該検査に協力するものとする。
- 4 甲は、乙からリース車両に乙の所有権の標示又は乙の所有権を明示する標識の設置の指示があったときは、これに応じるものとする。ただし、乙の所有権の標示又は乙の所有権を明示する標識の設置をすることにより

甲の業務に支障を及ぼす場合は、この限りではない。

(原状の変更)

第13条 甲は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

- (1) リース車両に他の物件を取り付けるとき。
- (2) リース車両の改造又は模様替えをしようとするとき。
- (3) リース車両の規格、性能又は仕様を変更しようとするとき。

2 前項の行為に係る費用は、甲の負担とする。

(権利保全)

第14条 甲は、リース車両が第三者から侵害を受けないように保全するとともに、侵害があったときは、直ちに乙に通知するとともに、速やかにその事態を解消するものとする。

2 乙が権利を保全するために必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った一切の費用を負担するものとする。

3 甲は、リース車両の占有を侵奪されたときは、直ちに乙に通知し、乙とともに紛失届又は盗難届を所轄の警察署に提出するものとする。

(事故処理)

第15条 甲は、リース車両に事故が発生したときは、速やかに乙の指示に従い乙に事故報告を行うものとする。

2 甲は、リース車両が事故により損傷したときは、遅滞なく乙指定の整備工場に搬入し、甲の負担により当該リース車両を修理するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該整備工場に搬入できないときは、甲は、あらかじめ乙の承諾を得たうえで、最寄りの整備工場に搬入し、当該リース車両を修理することができる。

(代車)

第16条 甲はリース車両が次に掲げる場合で48時間以上使用できないときは、乙に対して代車の提供を請求できるものとし、乙は代車を提供するものとする。

- (1) 定期点検、法定点検、点検整備を受けるとき
- (2) 故障修理を受けるとき
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により使用開始日が遅延するとき
- (4) 自動車登録後別表1のとおり装備及び調整するのに相当な時間を超えて納入するとき

2 甲は、代車が本契約の目的たるリース車両と同車種、同仕様と限らないことを承諾するものとする。

(賠償責任)

第17条 甲は、リース車両又は提供を受けた代車の使用又は保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、又は解決するものとする。

ただし、自動車損害賠償責任保険による負担になる場合はこの限りではない。

(リース車両の滅失・毀損、契約の終了)

第18条 リース車両の納入後、返還までの間に、リース車両が紛失、盗難、火災、風水害又は地震等によって滅失(修理が不能又は著しく困難な場合を含む。以下この条において同じ。)又は毀損したときは、その負担は甲が負うものとする。ただし、リース車両の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由によるとき、又は甲の通常の使用に伴う消耗若しくは損耗のときはこの限りでない。

2 甲の責めに帰すべき事由により、リース車両が滅失又は毀損し、又は甲がその占有を失ったときは、甲は、当該リース車両に係る未発生リース料全額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に規定する定率法に基づく借入期間満了時のリース料総額の合計から、当該リース車両に係る未発生費用(仕様書に記載のリース料に含まれる費用のうち、未発生費用をいう。)を控除した金額を契約解除金として乙に支払うものとする。

3 前項の場合において、甲が支払うべき損害金の支払完了と同時に、当該リース車両の契約は終了するものとし、乙は当該リース車両を廃棄するとともに登録を抹消するものとする。

(費用負担)

第19条 乙は、仕様書に定める費用を負担するものとする。

- 2 第2条の借入期間中に消費税及び地方消費税の税率又はこの契約に基づく公租公課若しくは自動車損害賠償責任保険料の額が変更された場合の取扱いは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(契約違反)

第20条 甲が第2条に定めるリース料の支払を怠った場合その他この契約に違反した場合、乙は、次の各号に掲げる行為の全部又は一部を行うことができる。

- (1) リース料又はその他一切の費用の全部又は一部の即時の弁済の請求
 - (2) リース車両の引揚げ、一時引渡し又は返還の請求
 - (3) この契約の解除
- 2 乙が、前項第1号又は第2号に規定する行為をとった場合でも、この契約による甲の義務は免除されない。
- 3 乙が第1項第3号によりこの契約を解除したときは、甲は、すべてのリース車両について、当該リース車両に係る未発生のリース料全額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する定率法に基づく借入期間満了時のリース車両簿価額の合計から、当該リース車両に係る未発生の費用（仕様書に記載のリース料に含まれる費用のうち、未発生の費用をいう。）を控除した金額を損害金として乙に支払うものとする。
- 4 乙が甲からリース車両の返還を受け、かつ、甲が乙に前項の損害金その他乙に対するすべての債務を支払ったとき、乙は、前項の損害金を限度として、リース車両を相当の価格をもって換価処分し、その処分代金相当額を甲に支払うものとする。ただし、評価及び処分に関する費用は甲の負担とする。

(リース車両の返還)

第21条 第2条の各借入期間が満了した場合、又は前条により乙からリース車両の返還を請求された場合は、甲は、乙の指示に従って返還するものとする。

- 2 前項の規定によりリース車両が返還された場合であって、リース車両若しくはその付属品に通常の使用による損耗以上の損傷があったとき、又は改造、模様替等による価値の減少があったときは、甲は、その損害を賠償するものとする。
- 3 甲がリース車両の返還を怠った場合は、乙はリース車両の所在場所から平穩に引き上げることができるものとし、甲はこれに対してなんらの異議を述べないものとする。
- 4 甲は、リース車両の返還を怠った場合は、返還完了まで、遅延日数に応じたリース料相当額の損害金を乙に対し支払うものとする。

(メンテナンス)

第22条 乙は、第2条の借入期間中、リース車両について、メンテナンスを行うものとする。ただし、次に掲げる事項及びメンテナンス対象外の事項についてはこの限りでない。

- (1) 甲が法令で定められた日常点検整備を怠ったことに起因する修理等
 - (2) 甲の故意若しくは重大な過失に起因する修理等
 - (3) 甲が乙の了解を得ず、他の整備工場等において独自で行った整備等
- 2 メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は、リース車両のメンテナンスを実施する場合は、事前に当該整備工場及び甲に連絡をするものとする。
- 3 メンテナンスに係る基準は、乙が仕様書に基づき別途定めるものとする。また、乙は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の整備基準の変更に応じて、メンテナンスに係る基準を変更することができるものとし、変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(契約内容の変更)

第23条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により、契約の内容の変更を求めることができる。この場合における変更内容は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第24条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団関係者（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によ

りその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。) その他不当要求行為(不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下同じ。)を行う全ての者(以下「暴力団等」という。)から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

(甲の契約解除権)

第25条 甲は、乙が第1号から第5号までのいずれかに該当するときは何らの催告を要せず直ちに、第6号に該当するときは書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) その責めに帰すべき事由により使用開始日までにリース車両の納入を完了しないとき又は使用開始日経過後相当の期間内に明らかに納入が完了しないと認められるとき。
- (2) 契約の締結又は履行に関し、不正の行為があったとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由によりこのリース車両が滅失又はき損し、使用不可能となったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第28条の規定によらないで、乙から契約解除の申し出があったとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等(乙の代表役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所を代表する者(代表役員等に含まれる場合を除く。))をいう。))又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。))が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第26条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に

に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)

第27条 乙は、第25条第1項又は前条の規定により契約が解除されたときは、借入期間全体のリース料総額（契約の一部の履行があった場合にあつては、借入期間全体のリース料総額から当該履行があった部分に相当するリース料の額を控除して得た額）の10パーセントに相当する額を違約金として、甲の指定する日までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(乙の契約解除権)

第28条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって甲に通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 第23条の規定により、甲がリース車両の納車を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。
- (2) 第23条の規定により、甲が契約の内容を変更しようとする場合において、借入期間全体のリース料総額が3分の2以上減少することが見込まれるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第29条 甲は、契約が解除された場合において、履行部分があるときは、当該履行完了部分に対するリース料を乙に支払うものとする。

- 2 乙は、契約が解除されたときは、速やかにリース車両の撤去をしなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当期間内に当該リース車両を撤去しないときは、甲は、乙に代わって当該リース車両を処分することができる。この場合において、乙は、甲の処分について異議を申し出ることとはできず、また、甲の処分に要した費用を負担しなければならない。

(談合その他不正行為による賠償金)

第30条 乙は、この契約に関して、第26条第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、借入期間全体のリース料総額の20パーセントに相当する額を甲の指定する日までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第31条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償金等の相殺)

第32条 乙がこの契約に基づく損害賠償金、遅延損害金又は違約金を甲の指定する日までに支払わないときは、甲は、その支払わない額に当該指定する日が経過した日における法定利率で算定した遅延利息を付した額と、甲の支払うべきリース料とを対当額をもって相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

(契約の費用)

第33条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第34条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(管轄裁判所)

第35条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第36条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

借主(甲) 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事 池田豊人

貸主(乙)